

熊本県告示第1142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画を認可したので、同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。
平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 施行者の名称 植木町
- 2 都市計画事業の種類及び名称 植木都市計画下水道事業 植木公共下水道
- 3 事業計画
 - (1) 収用の部分
熊本県鹿本郡植木町大字小野字野中地内
 - (2) 使用の部分
熊本県鹿本郡植木町大字植木字東一丁目、字西一丁目、字東二丁目、字西二丁目、字東三丁目及び字西三丁目、同町大字広住字堀向、字五反田、字小道屋敷、字山後、字前田、字前畑、字立野、字水堀、字壺町田、字東平、字屋敷、字経塚、字西原、字高野、字高見、字出口、字仁連塔屋敷、字松出、字大道及び字井川迫字井川迫、町大字滴水字町裏、字長浦原、字松原、字十三部及び字桜井、同町大字投刀塚字堀ノ内、同町大字小野字居屋敷、字東ノ前、字小町前、字前田、字横枕、字烏帽子、字野中及び字出口、同町大字荻迫字四ツ塚、字八反畑、字亀甲、字前畑、字萩原字下古閑字前田、字表畑、字居屋敷、字明神浦、字萩山及び字孤塚、同町大字木留字嵐、字鬼塚及び孤塚、同町大字大和、同町大字鐙田字坂本及び字島田並びに同町大字舞尾字石佛内における事業地
- 4 事業施行期間
平成15年12月1日から平成21年3月31日まで

熊本県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を決定する。
その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域決定する区間等

道路の種類	路線名	区域決定する区間	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小天下硯 川線	熊本市貢町小萩国有林169林班 ろ1林小班 地先から 同所 い林小班 地先まで	12.8 ～ 46.0	404.3	単道改

2 区域決定する期日 平成15年12月3日

熊本県告示第1144号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成15年12月3日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。
平成15年12月3日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び区域変更する区間等

道路の種類	路線名	区域変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	横野 矢部線	上益城郡矢部町大字三ヶ字谷頭 630番 地先から 同所 字金福寺 184番1地先まで	前	4.8 ～ 15.9	280.0	緊道整 (防災)
			後	12.9 ～ 47.1	280.0	

2 区域変更する期日 平成15年12月3日